

7. 対人関係に関する意識調査結果報告とストーカー事案防止対策講座

日時：令和3年1月18日（月）16時20分-17時50分

場所：徳島文理大学

対象：アンケートに調査協力した徳島文理大学学生約100名、および関係大学担当者3名

目的：若者の対人関係に関する調査結果について、調査に協力いただいた学生を含め広くその結果を公表するとともに、警察による講習を行うことで被害の未然防止、拡大防止等につなげるため。

内容：挨拶 生活安全部長 岡崎 史朗

調査結果報告 岡山県立大学（元徳島文理大学） 小畑 千晴

ストーカー加害者の心理 徳島文理大学 青木 宏

ストーカー事案防止対策講座 少年女性安全対策課 喜田 薫

1. 調査結果報告

2020年 調査概要

- 目的：若者の対人関係（特に親密関係）に関する意識調査
とストーカー行為予防対策のための基礎資料
- 期間：2020年6月～2020年10月
- 対象：徳島県内の大学及び専門学校に在籍する
18歳～25歳までの学生

徳島県内の大学生および専門学校生を対象に、対人関係に関する意識の把握とストーカー行為予防対策のための基礎資料の作成を目的とした調査を実施しました。

調査対象

- アンケート総数、861人

内有効数 **800人**

* 26歳以上および不備のある回答は対象外

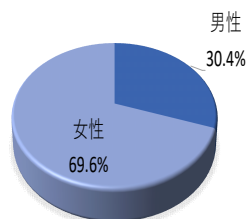
- 内訳

男 性 243人 (30.4%)

女 性 557人 (69.6%)

- 回答者平均年齢

19.4歳

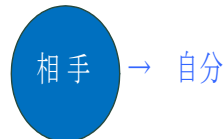


861の回収数のうち、26歳以上の回答や不備のあるものを除いた800人分を分析対象としました。男性が243人、女性は557人です。回答者の平均年齢は19.4歳でした。

アンケートの問い

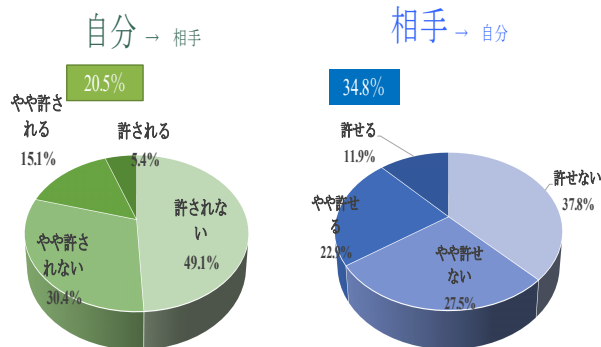
Q3. 交際相手との関係において
次のことは許されると思いますか

Q4. もしも交際相手が次のような
行為をしたときに、あなたはどの程
度許せますか？



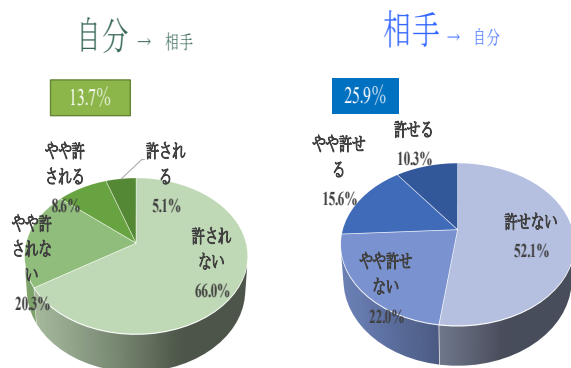
すべての調査結果を紹介する時間がないので、一部を紹介します。とりわけ、Q3とQ4は、同じ行為に対する意識について主体が異なっています。Q3は自分がどう思うか、Q4は同じ行為を交際相手がしたときに自分はどうかを尋ねています。違いを見やすくするために、比較してご紹介します。

Q.i. スマートフォンの通話履歴やSNSのやり取りをチェックすること



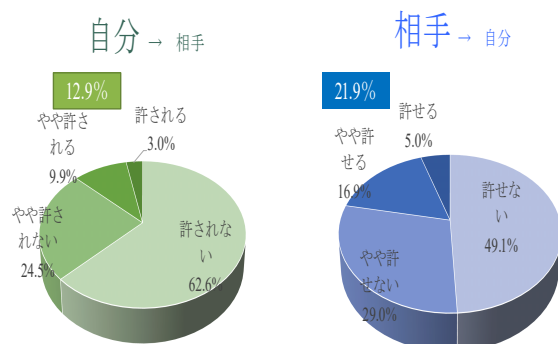
スマートフォンの通話履歴やSNSのやり取りをチェックすることに、自分が交際相手に対して行うことに、20.5%が許される、やや許されると回答しています。反対に交際相手が同様の行為をすることについては、34.8%が許容できると回答しています。

Q.ii. スマートフォンにGPSアプリをインストールすること



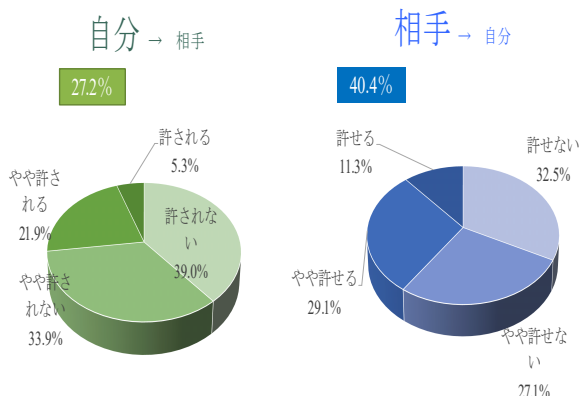
スマートフォンにGPSアプリをインストールすることについて、自分が交際相手に行うことには、13.7%が許される、やや許されると回答し、相手からインストールされることについて25.9%が許容できると回答しています。

Qiii. 関わり方の制限



自分が交際相手に自分以外との関わり方を制限することについて、12.9%が許される・やや許されると回答。反対に交際相手がその相手以外の人との関係を制限することについて21.9%が許容できると回答しています。

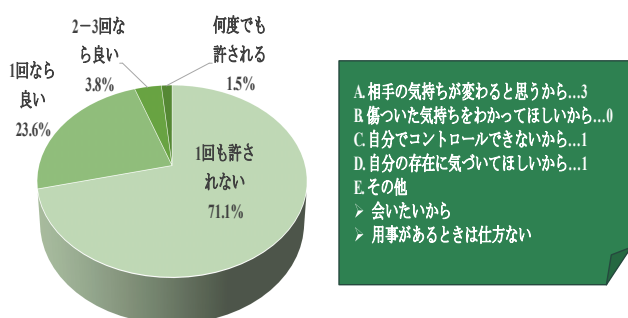
Qiv. 知ること/知られること



自分が相手の行動を何でも知ろうとすることについて、27.2%が許される、やや許されると回答し、相手が自分の行動を何でも知ろうとすることには、40.4%が許容できると回答しています。

Q5. 好きな相手（元交際相手）から「会いたくない」と交際を拒否されているときに、以下の行為はどの程度まで許されると思いますか。

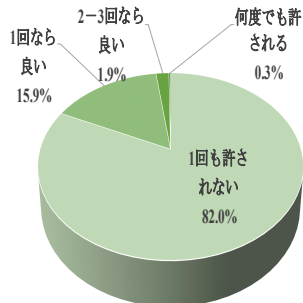
Qi. 相手の家に行くこと



Q5では、好きな相手や元交際相手から会いたくないと交際を拒否されているときに取る行動として、どの程度許容できるかを尋ねています。相手の家に行くことは、1回も許されないとの回答が71.1%でした。何度でも許されるとの回答をした1.5%の人に、その理由をA～Dで尋ねたところ（複数回答）、「相手の気持ちが変わると思うから」を理由とした人が3人いました。

Q5. 好きな相手（元交際相手）から「会いたくない」と交際を拒否されているときに、以下の行為はどの程度まで許されると思いますか。

Qii. 相手を待ち伏せすること

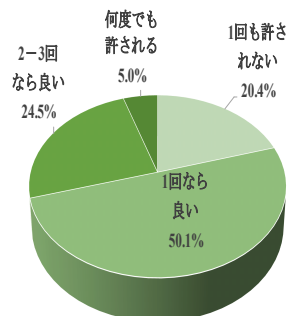


- A. 相手の気持ちが変わると思うから... 1
- B. 傷ついた気持ちをわかってほしいから... 0
- C. 自分でコントロールできないから... 0
- D. 自分の存在に気づいてほしいから... 0
- E. その他
- 許されない行為じゃないから

相手を待ち伏せすることには、1回も許されないとの回答が82.0%であった一方で、1回なら良いが15.9%、2～3回なら良いが1.9%、何んでも許されるが0.3%との回答が得られました。

Q5. 好きな相手（元交際相手）から「会いたくない」と交際を拒否されているときに、以下の行為はどの程度まで許されると思いますか。

Qiii. メールやSNSで「会いたい」「やり直したい」と伝えること

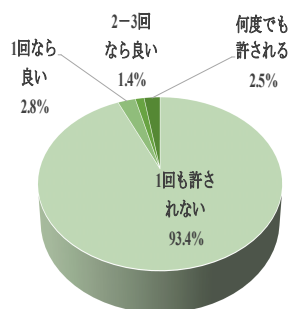


- A. 相手の気持ちが変わると思うから... 15
- B. 傷ついた気持ちをわかってほしいから... 5
- C. 自分でコントロールできないから... 5
- D. 自分が納得したいから... 9
- E. その他
- 自分の気持ちを知ってほしいから
- 後悔したくない
- お互いが納得するまで話し合いたいから
- 提案や意見をいうのは迷惑にならない
- 意志表示されることを制限されたくない
- 伝えることは悪いことじゃない

メールやSNSで「会いたい」「やり直したい」等の気持ちを伝えることについては、1回なら良いが半数の50.1%に上り、2～3回なら24.5%、何んでも許されるとの回答は5.0%でした。その理由としては、「相手の気持ちが変わると思うから」が15人と最も多く、他にも、「後悔したくない」、「お互いが納得するまで話し合いたいから」などの理由が挙げられていました。

Q5. 好きな相手（元交際相手）から「会いたくない」と交際を拒否されているときに、以下の行為はどの程度まで許されると思いますか。

Qiv. 自分の気持ちを伝えるために、自傷行為（リストカット）等をする



- A. 相手の気持ちが変わると思うから... 1
- B. 傷ついた気持ちをわかってほしいから... 3
- C. 自分でコントロールできないから... 7
- D. 自分が納得したいから... 8
- E. その他
- 個人の自由だから
- 相手に害がないなら好きにすればいい

最後に、自分の気持ちを伝えるために、自傷行為等することについては、1回なら良いが2.8%、2～3回なら良いが1.4%、何んでも許されるが2.5%となりました。何度も許されると回答した人は、その理由としては、D「自分が納得したいから」が8人と最も多く、次に、C「自分でコントロールできないから」が7人となりました。

考 察

- 自分が交際相手にすることが「許されない」と思っている行動でも、交際相手から望まれたら応じる人たちの割合がすべての質問項目で高いことが明らかになった。
- スマホをチェックされること、GPSアプリをインストールされること、関わりを制限されること、秘密のない関係性を受け入れることが、愛情の形として捉えている可能性がある。
- 相手の要求を受け入れなければ、関係性を維持できないという不安の表れとして理解できる。
- 一時的な判断で同意するのではなく、長期的な視野に基づく対応が必要。
- 相手を受け入れ許せるとの意思表示が、関係解消後、ストーカー行為の誘因ともなりうることを知る必要がある。
- また、以上の行動を「許される」との回答は、好意に基づく不安や知りたい願望が動機となっているが、相手の行動を知ることや管理、制限することは更なる不安につながる場合もあり、満たされることがないことを認識する必要がある。

考 察

- 問5 i ～ iiiについては、ストーカー規制法に触れる可能性のある行動である。
- 交際を拒否されているにもかかわらず、何度でも相手に連絡しようとする人たちが一定数いることが明らかになった。場合によっては、その行為が法律に触れ処罰の対象となることを啓発活動や教育を通じて周知する必要がある。
- 問5 ivの「自分の好きな気持ちを伝えるために、自傷行為等をする」と回答したのは、53人／800人に及んだ。
- 相手に受け入れられない気持ちを、自分を傷つけることで満たしていく回答者の多さが明らかになった。
- i ～ iiiの行為と同時に自分に対して自傷行為をするケースもあり、この場合は適切な心理的支援や治療につなげる必要があるだろう。

2. ストーカー事案防止対策講座

ストーカーとは どんな行為？

特定の者への恋愛感情その他好意の感情・怨恨感情等を充足する目的

+

- ① 特定の者
② 配偶者
③ 直系・同居の親族 ④ 密接関係者
に対する「つきまとい等」を反復すること

ストーカー規制法では、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者やその配偶者等に対して、法律に規定するつきまとい等を反復する行為をストーカー行為と定義しています。

「密接関係者」とは個々の事案にもよりますが、たとえば、職場の上司や同僚、仲の良い友人、交際相手などが考えられます。

つきまとい等とは

ストーカー規制法
第2条1項 1号～8号
のいずれかに掲げる行為
をすることです

ストーカー規制法では、
①：つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・見張り・うろつき
②：監視していると思わせる事項を告げる行為
③：面会・交際等義務なき要求行為
④：粗野・乱暴な言動行為
⑤：無言電話、連続電話等行為
⑥：汚物等の送付行為
⑦：名誉を傷つける行為
⑧：性的羞恥心を害する事項を告げる行為
の8つの行為をつきまとい等として定めています。

法律に基づく措置

- **行政指導**
警告 法律に基づく警告を出せることを知らない 27.8% (H30 アンケート結果)
- **行政処分**
禁止命令
- **司法措置**
ストーカー規制法違反
※ ストーカー行為、禁止命令違反

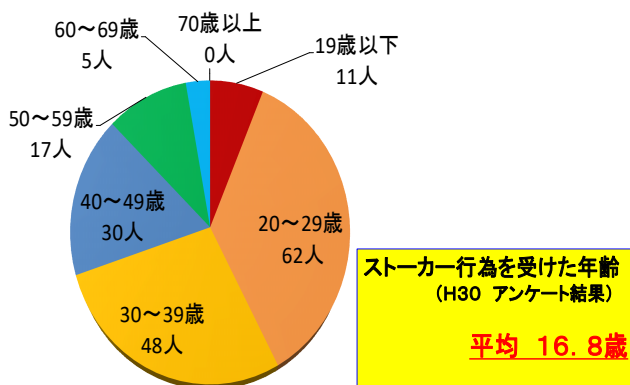
「警告」は、行為者に文書を交付する行政指導であり、手元に文書として残るため、自制を強く促すことが可能です。

「禁止命令」は、行政処分です。「警告」と同様、文書を交付しますが、これに違反すると禁止命令違反となります。

ストーカー規制法違反等により、事件として捜査することもできます。

平成30年の被害実態調査では、「法律に基づく警告を出せることを知らない。」と回答した人が、全体の27.8%の割合でいました。

被害者の年齢(令和元年中 徳島県)

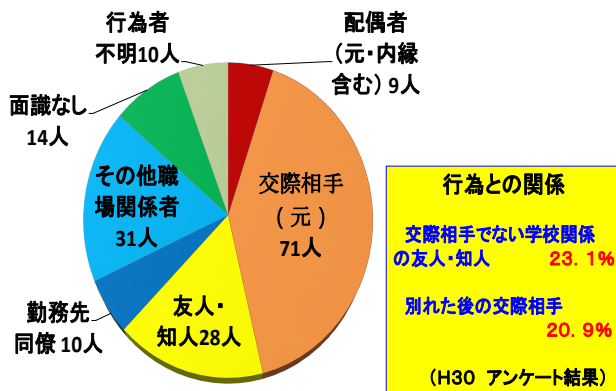


令和元年中に受理した徳島県内のストーカー相談173件の相談者を年齢別に表示しました。

「19歳以下」「20～29歳」の合計73名(約42%)が、警察に相談しています。

平成30年の被害実態調査では、ストーカー行為を受けた年齢の平均が16.8歳という結果であり、徳島県内でも、大学生等の若年層が、ストーカー被害に遭っていることが明らかとなりました。

行為者との関係 (令和元年中 徳島県)



相談者と行為者との関係別に表示しました。

- ・ 「行為者不明」「面識なし」
・・・合計 24 名 (約 14%)
- ・ (元) 交際相手や友人・知人
・・・合計 99 名 (約 57%)

平成 30 年の被害実態調査でも友人・知人・元交際相手が全体の 44.0%であり、相談者の多くが、身近な者から行為を受けていることが明らかとなりました。

束縛することの危険性

- ① スマホの通話履歴・SNSのチェック
- ② スマホにGPSアプリのインストール
- ③ 自分以外の者との関わり制限
- ④ 何でも知ろうとする行為 **過剰な束縛**

相手が自分の意に沿わない行為をすると...

電話・メール・SNSの返事がなくて怒る
正当な理由があるとして暴力をふるう など

4つの行為は、交際相手にすることは許されないが、望まれると許せる傾向がありました。こうした行為は、交際当初に受け入れても、後々、受け入れ側の負担になる場合があります、行為を拒み始めると行為者は不満や不安を持ち、ときには怒り出して暴力を振るうことも考えられます。

意識調査では、「正当な理由があつて、相手を蹴ったり殴ったりすることは許される。」と回答した者も存在していましたが、いかなる理由があろうとも暴力は許されません。こうなると解決できず、お互いが悩むことになります。

動画像送信することの危険性

- 裸体を撮影する・される行為
- 裸体画像の送信要求する・される行為

撮影しない!

撮影させない!

相手に裸体画像を持たせるリスクを考えよう!

意識調査では、「自分が相手の裸を撮影することは許される」「相手が自分の裸を撮影することは許せる」と回答した者が、「やや」も含めて存在することが分かりました。

自分の裸体の動画像を相手に渡すことは、当該動画像の取扱いを相手に委ねることとなり、そのリスクを考慮する必要があります。

当該動画像がネット上へ流出すると、完全に回収することが不可能になるということを認識してもらう必要があります。

トラブル

相手との仲が悪くなった場合
別れた場合・その他のトラブル など

感情を満たす目的で

恋愛感情その他好意の感情
恋愛感情が満たされなかったことへの怨恨感情

犯罪行為

暴行・脅迫・強要 ストーカー行為 リベンジポルノ 等

羞恥心から家族や友人に相談ができない
動画を保持していることへの不安 等

たとえば、「愛情表現のひとつ」「嫌われたくない」等の理由から相手に自身の裸の動画を渡し、相手も自分だけの物として要求したはずが、別れた後に相手が好意感情の充足や怨恨感情に変遷したことで、脅迫や強要等の犯罪行為に及ぶ場合があります。こうなると行為を受けた側は、性的羞恥心等から相談ができなくなることもあります。また当該動画を相手が所持していると思うだけで不安に陥ることもあります。要求した側は、相手とのトラブルから犯罪行為に及ぶ場合があることも認識しておく必要があります。

被害者・加害者にならないためには

○ 問題を過小評価しないこと

自分の身に起こっていることが重大事件に発展する可能性があることを認識

○ 法律を知ること

自分がしている、されていることを法律に当てはめてみる

ストーカーを行為を取り締まる法律があることを知らない 16.3% (H30 アンケート結果)

○ 自分の言動に責任を持つこと

間違った言動(暴力、SNSでの情報拡散等)が、自分や相手、周囲の者の人生に影響する場合も

「普段は優しい人だから大丈夫。」などと自分の身に起きている問題を過小評価しないことが肝要です。

法律を知ることによって自身に起きていることが被害なのか、犯罪に抵触しているのかの判断ができます。また、被害者は被害申告や相談ができ、行為者は自制することができます。

相手に暴力を振るう、SNSなどで相手の誹謗中傷や虚偽の情報を流す、性的な動画を流すことが、相手やその周囲の者、そして自分にも大きな影響を及ぼすことを知る必要があります。

○ 相手のことを考えること

- 行動を起こす前に立ち止まって振り返ること
- 相手は、自分と違った性格や考え方をもっていることを忘れてはならない

○ 早めの相談

- 相談時、事態が進行・急変している場合もあり
- 行為者からの相談もあり

○ 迷惑行為や嫌がらせを解決するためにしたこと(複数回答)

- ・友達に相談 14.2% ・親に相談 6.8%
- ・相手の家族、友人や知人に連絡 6.0%
- ・学校の先生に相談 3.9%
- ・警察に通報、相談 2.8% (8/134人・約6%)

○ 警察に相談しなかった理由(複数回答)

- ・小さな出来事だから 20.3% (H30 アンケート結果)

相手は性格も思考も異なり、思惑通りにいかない場合があります。しかし、それが当然であることを理解する必要があります。まずは行動に移す前に相手のことを考えてみましょう。

既に事態が進行・急変してから相談してくる者や行為者側から自身の行為に疑問を持ち相談に来る者もいます。

ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展することがあるので、自分で判断せず、警察等に相談しましょう。

被害防止はどうすれば？

○ 行為者への対応

自分の意思ははっきりと伝えること
曖昧にしないこと
相手からのアクションがあれば警察へ通報すること

○ 自宅での防犯対策

必ず戸締まりをすること
室内が見えないようカーテン等で遮蔽
訪問者はまず相手を確認
センサーライト、防犯カメラ等防犯グッズの活用

自分の意思は、相手に伝わらなければ、行為が継続する可能性があるため曖昧にしない方がいいと思います。

自宅の戸締まりはきちんと行い、合い鍵は将来返却させることなども視野に入れ、渡す者を限定しましょう。

相手に生活実態を知られないよう、室内をカーテン等で遮蔽しましょう。

危害が伴うおそれがあるため、不用意にドアを開けて訪問者を侵入させないようにしましょう。

被害未然防止、加害行動の証拠化を目的とした防犯グッズ等の活用にも心がけてください。

○ 外出時の防犯対策

- ・単独行動を避けること ※ 夜間は特に
- ・人通りの多い場所での行動を心がけて
- ・防犯ブザーや携帯電話等の携行
- ・通学・通勤コースの変更
 - ※ 安全性の高いコースへの変更
- ・緊急の場合は民家やコンビニ等に逃げ込み助けを求めること

○ 個人情報の管理

個人情報記載のものは細かく裁断し捨てる
安易に住所・電話番号・SNSアカウント等を教えない
個人情報の管理を慎重に行うこと
※ 郵便受けに施錠するなど

特に夜間は加害行動が見つらく、被害に遭う可能性も高いため、単独行動は避けましょう。

衆人環視での犯行はしにくく、また周囲の者に助けを求めやすいため、人通りの多い場所での行動を心がけ、有事には民家やコンビニ等に逃げ込みましょう。

防犯ブザーや携帯電話等、吹鳴機器を携行しましょう。

安全性が高い通学コースへの変更を試みてください。

個人情報は、必要以上に教示せず、同情報を記載した書類等の廃棄は細かく裁断しましょう。